茨城県における「第一種フロン類充填回収業者」の登録申請（新規申請）について

茨城県生活環境部環境対策課

１．登録申請方法について

「第一種フロン類充填回収業者登録申請書（様式第一)」に必要事項を記入の上，茨城県収入証紙**５千円分**（登録申請手数料）を貼り付け，下記の書類を添付して，当課へ提出（郵送可。郵送の場合，内容物が外から見えないようにしたうえで，簡易書留郵便にてお送り下さい。）して下さい。

２．登録申請手数料について

登録申請の審査等に係る費用について，申請１件につき**５千円**の手数料を，茨城県収入証紙により納入していただきます。(収入印紙とお間違えのないようお願いします。)

なお，茨城県収入証紙は，県庁内売店**（※）**のほか，県内各地の県合同庁舎，保健所，警察署等及び警視庁運転免許更新センター（千代田区内神田又は都庁本庁舎２階）において購入いただけます。

（※）県庁内売店は次の２店があり郵送による証紙購入もできますので，各店あて直接お問い合せください。

・生協売店（電話）０２９－３０１－６１６０

・高橋売店（電話）０２９－３０１－６１８０

（ご注意）「茨城県手数料徴収条例」の改正に伴い，平成２０年４月１日から，手数料が４千円から５千円に改定されましたので，ご注意下さい。

３．登録申請書に添付する書類について

(1) 本人を確認できる書類

①個人：住民票は不要です。

②法人：法人登記簿謄本（３ヶ月以内。原本）

(2) フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

①回収設備を購入した場合：領収書，納品書，販売証明書等の写し

②回収設備を借用・共同使用する場合：賃貸契約書，共同使用規定書等の写し

③納品書等を紛失してしまった場合には，以下の２種類の写真を添付してください。（a. 回収装置全体，b. 本体の型番を拡大したもの）

⑶ フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類

回収装置の仕様書，カタログ，取扱説明書（能力記載部分のみ）等の写し

※フロン類の充てん量が 50kg 以上の第一種特定製品からフロン類を回収する場合，回収能力は 200g/min 以上が必要（複数の回収設備の能力の合計でも良い）です。

⑷ フロン類の回収に関する十分な知見を有する者を証明する書類（資格証等の写し）※　フロン類の充填のみを行う場合には不必要です

〈主な資格の例〉

・冷媒フロン類取扱技術者

・冷媒回収技術者（冷媒回収推進・技術センター（RRC）の認定）

・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）

・冷凍空気調和機器施工技能士

・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者

・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

・技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

・自動車電気装置整備士（ただし，平成 20 年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者，又は平成 20 年３月以前に当該資格を取得し，各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

⑸ フロン類の充填に関する十分な知見を有する者を証明する書類（資格証等の写し）※　フロン類の回収のみを行う場合には不必要です。

充填に関する十分な知見を有する者とは具体的には以下のＡ～Ｃがあります。

Ａ　冷媒フロン類取扱技術者

（第一種：一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会

第二種：一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）

Ｂ　一定の資格を有し，かつ，充填に必要となる知識等の習得を伴う国が認める講習を受講した者

一定の資格の例としては次のものがあります。

・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

・高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）

・上記保安責任者（冷凍機械以外）であって，第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者
・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
・自動車電気装置整備士（対象は，自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし，平成 20 年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者，又は平成 20 年３月以前に当該資格を取得し，各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

Ｃ　十分な実務経験を有し，かつ，充填に必要となる知識等の習得を伴う国が認める講習を受講した者

十分な実務経験とは，例えば，日常の業務において，日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に３年以上携わってきた技術者であって，これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し，違反したことがない技術者を指します。

(6) 申請者がフロン排出抑制法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面

「誓約書」に誓約日及び申請者氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名，個人の場合は屋号や事業所名ではなく個人名）を記入し，押印して下さい。

なお，個人事業者は誓約文中の「及びその役員」を二重線で消して下さい。

【申請書提出・お問い合せ】	
茨城県生活環境部環境対策課　公害防止担当	受付日／月曜日～金曜日
〒310-8555	（国民の休日及び 12 月 29 日
茨城県水戸市笠原町９７８番６	～1 月 3 日を除く）
電話　029-301-2956／FAX　029-301-2969	受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00

≪茨城県への第一種フロン類回収業者登録申請に当たっての注意事項≫

（１）申請書（様式第１号）の記入等について

①申請年月日（郵送の場合は発送日）を忘れずにご記入下さい。

②法人の場合は，申請者の欄に代表者名も忘れずにご記入下さい。

③申請書は表面・裏面の両面で作成して下さい。

④収入証紙は，できるだけ申請書表面右上の余白部分に貼り付けてください。（枚数が多くて貼りきれない場合には，裏面に貼っていただいても結構です。）

⑤茨城県内でフロン類充塡回収業務を行う事業所が複数ある場合には，必ず全ての事業所について１枚ずつ申請書を作成して下さい。（申請書２枚目以降の手数料は不要です。また，２枚目以降は「事業所の名称」以下についてのみ記入して下さい。）

⑥申請者及び事業所所在地の欄の郵便番号･電話番号を忘れずにご記入下さい。また，できるだけＦＡＸ番号もご記入下さい。

⑦氏名及び法人名には,できるだけふりがなを付けて下さるようお願いします。

（２）添付資料全般について

①他都道府県への登録申請時に提出を求められた資料であっても，フロン排出抑制法・同法施行規則により第一種フロン類充塡回収業者登録申請書への添付が義務付けられていないもので本県で提出を求めていない資料については,本県へ提出していただく必要はありません。

②添付資料は，できるだけＡ４判・両面・再生紙で作成して下さい。（省資源に配慮し，できるだけ書類の量を少なくするようご協力をお願いします。）

③申請書と添付書類はホチキス止めや製本をする必要はありません。クリップ等でまとめて提出して下さい。

（３）「フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類」について

①販売証明書については，証明年月日や販売年月日等に記載漏れが無いかご確認下さい。

②契約書や領収書については，原本ではなく写し（Ａ４判コピー）を添付して下さい。

（４）「フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類」について

①販売業者又はメーカーから最新の仕様書等（JIS B 8629：2008 又はＲＲＣ規格による回収能力を示したもの）を入手の上，添付して下さい。

②取扱説明書等の写しを添付する場合には，設備の種類（回収できる冷媒の種類）・能力を示す部分以外は不要です。

（５）「申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類（誓約書）」について

①誓約年月日を忘れずにご記入下さい。

②法人の場合は，法人名と代表者氏名の両方ともご記入の上，代表者の印を押印下さい。

③個人の場合は，屋号や事業所名ではなく個人名をご記入の上，認印を押印下さい。

（６）登録通知書について

登録完了後，登録通知書を郵送にて申請者住所あて（事業所ではありません）お送りしますが，**登録通知書は再発行できません**ので，紛失しないよう保管願います。